（削る）

（削る）

（公示）

第十三条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一　附則第二条第三項に規定する確定補正係数

二　附則第三条第三項に規定する補正後確定補正係数

三　附則第六条に規定する補正後加入者一人当たり負担額

2　厚生労働大臣は、附則第四条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率をあらかじめ公示するものとする。

（平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第十四条　平成二十九年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
	第三十五条第一項	附則第十三条の二
第十七条	第二条及び	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項
	法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
	法第三十八条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法第三十八条第一項
	第三十五条第一項	附則第十三条の二
	法第三十九条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第十条の規定による改正前の法第三十九条第一項